

# 一般財団法人 日本教育学習評価機構 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人日本教育学習評価機構と称し、英文名Japan Evaluation Institution for Education and Learning (英文略称「JEIEL」)とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区日本橋2-2-3 RISSHUビルUCF402に置く。

## 第2章 目的

(目的)

第3条 この法人は、日本国内における企業や団体の人材開発の質の向上を行い、企業や団体の生産性の向上に寄与することを目的とする。その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 企業や団体における人材開発部門並びに人材開発に携わる人の評価・認証及び、質の向上を達成するために必要な事業
- (2) 企業や団体における人材開発のためのコンテンツの評価・認証及び、質の向上を達成するために必要な事業
- (3) 企業や団体における人材開発についての調査及び研究
- (4) 前各号に関連するセミナー等の開催及び機関誌・出版物の刊行
- (5) 前各号に附帯または関連する事業

## 第3章 財産及び会計

(設立者及び財産の拠出)

第4条 設立者の氏名及び住所並びに拠出をする財産及びその価額は以下のとおりとする。

設立者 小野 達也

拠出財産及びその価額 現金 70万円

設立者 鈴木 克明

拠出財産及びその価額 現金 150万円

設立者 早川 勝夫

拠出財産及びその価額 現金 150万円

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第6条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第7条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

#### 第4章 評議員

(評議員)

第8条 この法人に評議員3名以上5名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第9条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

(任期)

第10条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとする。

3 評議員は、第8条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬)

第11条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用及び謝金を支払うこととする。

3 前二項に関して必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の謝金並びに費用に関する規程による。

## 第5章 評議員会

(構成)

第12条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第13条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 計算書類等の承認

(4) 定款の変更

(5) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後2ヵ月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(評議員会の議長)

第16条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選定する。

(評議員会の客足数)

第17条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員の中から選任した議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

## 第6章 役員

(役員を設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 代表理事は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第26条 役員は無報酬とする。

2 役員には、その職務を行うために要する費用及び謝金を支払うこととする。

3 前二項に関して必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の謝金並びに費用に関する規程による。

## 第7章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(理事会の議長)

第30条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事が欠けたときは、他の理事がこれに代わるものとする。

(理事会の客足数)

第31条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該事項につき、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはこの限りではない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

## 第8章 定款の変更等

(定款の変更)

第34条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第9条についても適用する。

(剰余金)

第35条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第9章 公告の方法

第36条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の事業年度は、第5条の定めにかかわらず、この法人の成立の日から平成26年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立時の評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 鈴木 克明 仲林 清 松尾 睦

- 4 この法人の設立時の代表理事、設立時の理事及び監事は、次のとおりとする。

設立時代表理事 早川 勝夫

設立時理事 柴田 喜幸 根本 淳子 早川 勝夫

設立時監事 奥山 政明

平成25年4月30日 設立

平成27年5月31日 定款の一部改訂